



ネパールにおける来日者のためのシステムの現状把握調査

2024 年度 中間報告書

2025 年 2 月

報告者

研究員

Karki Shyam Kumar

(カルキ シャム クマル)

報告内容

- 1 本調査の背景と計画について
- 2 研究報告：技能実習生及び特定技能制度とネパール人の受け入れの現状と課題

本研究報告の要約

日本の外国人労働者を取り巻く環境において、ネパール人労働者の送り出しは構造的な課題に直面している。2023年末の統計では、在留外国人におけるネパール人は5.2%を占めるが、技能実習生は0.5%、特定技能は2%に留まり、その潜在力を十分に発揮できていない。

送り出し制度の不透明さが最大の障壁となっている。送り出し機関の役割や手数料に関する明確な政策が存在せず、認可手続きは複雑を極める。就労希望者は適切な情報提供を受けられず、多くが準備不足のまま応募プロセスに臨んでいる。

日本語能力試験や技能評価試験の受験機会の限定も、ネパール人労働者の日本での就労を困難にしている。加えて、ネパール政府の頻繁な政策変更は、安定的な人材送り出しをさらに阻害している。

この状況を打開するには、日本とネパール両国の政府による制度の抜本的な見直しが必要不可欠である。制度の透明化、情報提供の改善、受験機会の拡大を通じて、両国の経済的ニーズに応える持続可能な人材送り出しモデルを構築する必要がある。労働者の可能性を最大限に引き出すためには、包括的かつ戦略的なアプローチが求められる。

ネパールについて

ネパールは、世界最高峰エベレストを擁するヒマラヤ山脈に囲まれた内陸国である。人口約 2,930 万人を抱え、その大多数が農村部に居住している。ヒンドゥー教が主要な宗教であり、ネパール語を公用語としながらも、142 の民族集団と 124 の言語が存在する多民族国家である。

同国の経済は、農業、観光業、そして海外労働者からの送金に大きく依存している。一人当たり GDP は約 1,300 米ドルにとどまり、国連が定める後発開発途上国に分類される。特に、海外労働者からの送金は GDP の約 26.3% を占め、国家経済を支える重要な柱となっている。

若年層の高い失業率と限られた国内の雇用機会を背景に、多くのネパール人が海外での就労を選択している。主な渡航先は、マレーシアやカタール、サウジアラビアなどの中東諸国である。これらの国々では、建設現場や製造業、サービス業などの分野で数多くのネパール人労働者が従事している。

従来、海外労働者の大多数は男性であったが、近年は女性の参加も徐々に増加している。また、若い世代を中心に教育水準が向上しており、より高度な技能を必要とする職種への就労も増えつつある。2020 年の COVID-19 パンデミックにより一時的に海外への労働力移動は停滞したものの、現在は回復基調にある。

ネパールは豊かな文化的多様性を持ちながら、経済的には海外労働に大きく依存する構造を有している。近代化と経済発展の過程で、海外労働力の送り出しが国家の重要な発展戦略となっている。



I 本調査の背景と計画

日本の労働市場は1990年代から深刻な人手不足に直面し、その解決策として技能実習制度を導入した。人口減少がさらに加速する中、2019年には新たに特定技能制度を設けることで、外国人労働者の受け入れ枠を拡大することとなった。

しかしながら、2024年現在の日本の外国人労働者受け入れ制度は複数の課題に直面している。技能実習生に対する人権侵害の問題が指摘され、円安の進行により外国人労働者にとっての日本での就労の経済的的魅力が低下している。さらに、世界的な人材獲得競争が激化する中、他国も積極的な受け入れ政策を展開しており、日本の競争力が相対的に低下しているという懸念がある。

このような状況下で、近年特に来日者が増加しているネパールに焦点を当て、現地調査を実施することとした。本調査では、日本の受け入れ制度とネパール人材のニーズの適合性、特定技能制度の実効性、現地の人材送り出し機関の運営実態、両国における社会経済的影響、文化的相互理解の現状、そして2023年4月に報道された「育成就労」制度改正案が両国の労働力移動に与える影響について包括的に検証する。

この調査を通じて、持続可能な外国人労働者受け入れの在り方と、日本・ネパール間の互恵的な人材交流の可能性を探ることを目指すものである。特に、労働者の権利保護と経済的利益の両立、文化的理解の促進、そして制度改革がもたらす実務的な変化について、現場の視点から実態を把握することに重点を置くこととする。

1.1 調査の目的

本調査は、日本の労働人材受け入れの制度変更の中で、送り出し側であるネパール政府関連省庁等の日本への送り出しに対する考え、また、実際に送り出しを行っている送り出し機関の運営状況を明らかにすることを目的としている。

1.2 調査枠組みとスケジュール

ネパールから日本への人材送り出しに関する包括的な調査研究は、段階的に実施する計画である。調査は大きく2つのフェーズに分けられ、送り出しに関する多角的調査、来日希望者の意識調査である。

調査項目	調査対象	時期
①送り出しに関する調査	日本への送り出し政策・制度についての意見に関するインタビュー調査 a. ネパール労働省 b. 日本への認可送り出し機関 c. 日本語学校 d. ネパールメディア e. 移民に関する学識経験者	2024年7月～ 2024年8月
	日本への送り出しの実態に関するインタビュー調査 a. ネパール労働省 b. 日本への認可送り出し機関 c. 日本語学校	2024年7月～ 2025年7月
	他国への送り出しの実態に関するインタビュー調査 a. ネパール労働省 b. 認可送り出し機関	2024年7月～ 2025年7月
	来日直後者に対する来日前の教育の評価に関するアンケート調査	2024年7月～ 2025年8月
②来日希望者の意識調査	来日希望者の意向調査	2025年2月～ 2025年4月
	情報介入が海外移住意欲に及ぼす影響：無作為化比較試験による実証研究	2025年7月～ 2026年8月

2 研究報告

技能実習生及び特定技能制度とネパール人の受け入れの現状と課題

2.1 研究の概要

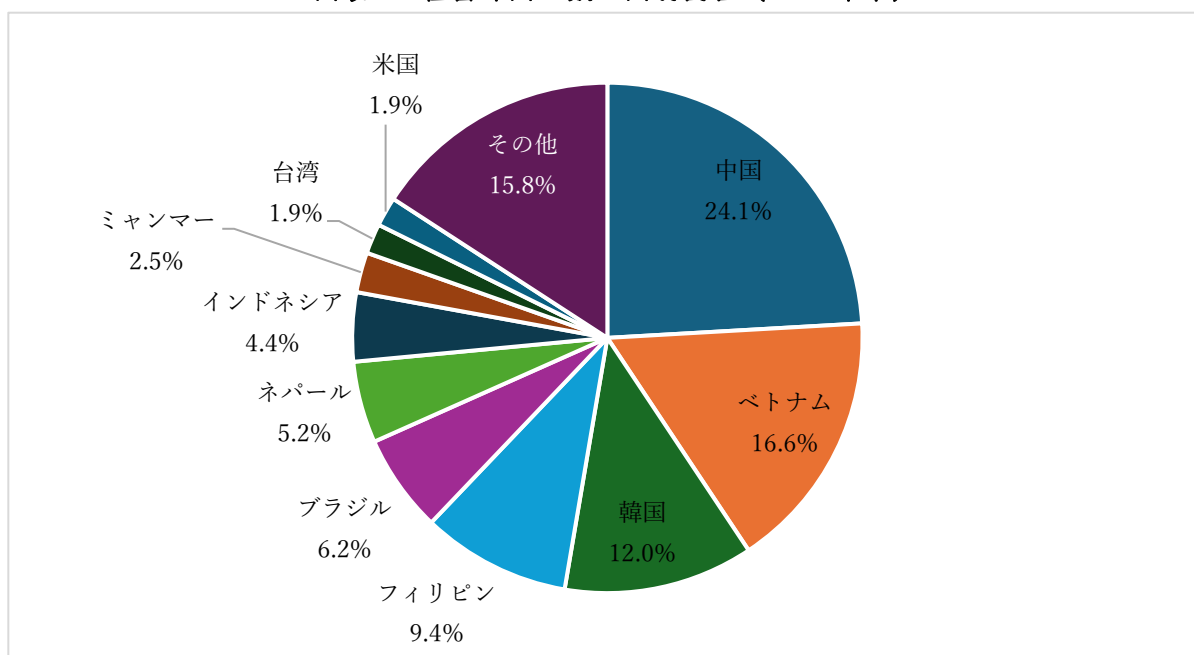
本研究では、ネパール人技能実習生と特定技能の受け入れ状況とその問題点について考察する。本研究では、関連する政府機関の二次データ、およびネパールのカトマンズにおける主な情報提供者と送り出し機関とのインタビュー調査から収集した一次データをもとに定性的な分析を行った。インタビュー調査の結果によると、ネパール人技能実習生と特定技能が少ない原因には、制度的問題、求人に関する情報不足、日本語や技能の壁、求人の数が少ないこと、文化的障壁、そして日本側の協力不足の問題が見られた。これらの要因が複雑に絡み合い、ネパールからの技能実習生と特定技能を送り出すプロセスに困難な状況を生み出していると考えられる。

2.2 技能実習生と特定技能制度の現状

日本政府は労働力不足問題を緩和する目的で、1993年から外国人技能実習生を受け入れるようになった。当初は、技能実習生の在留資格は「研修」であり、在留期間は、最初の1年は技術の取得、後1年は「特定活動」の在留資格、合計で2年間まで日本に残ることのできる制度であった。その後、1997年に改正、特定活動の在留資格で2年間滞在できるとされ、最初の1年は技術の取得期間と合わせ、最長3年まで日本に滞在できるようになった。さらに、2017年11月に外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、新たな技能実習制度を開始した。その後、最大3年滞在から最大5年に延長された。当時は技能実習生の支援機関は公益財団法人 国際人材協力機構（以下、JITCO）だったが、2017年1月25日に外国人技能実習機構（以下、OTIT）を新設し、技能実習生の受け入れ、技能実習生計画認定、実習実施者の届出の受理、技能実習生の転籍の支援、外国政府認定送り出し機関のリスト公開などを行っている。

さらに、特定の産業分野における労働力不足の問題に取り組むために、2019年から12の発展途上国から特定技能外国人を日本に呼び込んでいる。特定技能制度は、日本政府が2018年に創設し、2019年4月から特定技能外国人の受け入れが可能になった制度である。ネパール人特定技能者を日本に送り出すために、日本の法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁とネパールの政府労働・雇用・社会保障省との間に2019年3月に協力覚書が署名された(MOFA 2019)。しかし、日本における特定技能ネパール人の数は依然として少ない。

図表 1 在留外国人数の国別割合（2023 年末）

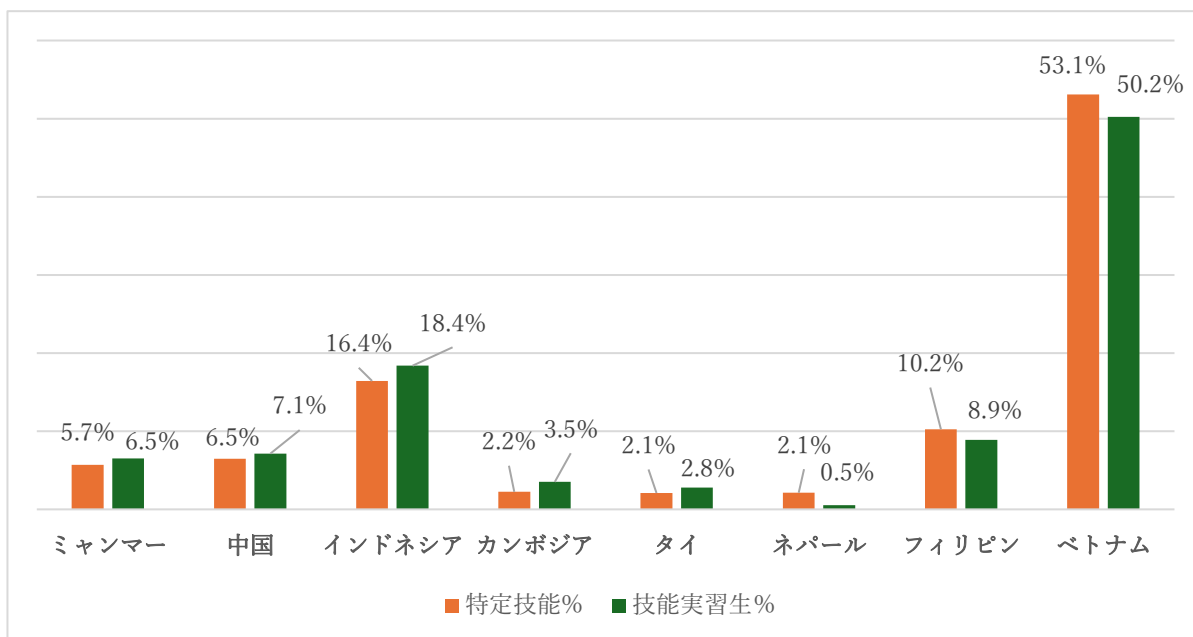


出所：出入国在留管理庁（2024）を基に筆者作成

近年は、国内労働市場における労働力不足の問題を緩和する目的で日本政府はあらゆる分野で外国人の受け入れを強化しており、日本に滞在する外国人の数は年々増加する傾向がある。2023 年 12 月末のデータを見ると日本に滞在する外国人の総人口は約 341 万人である（出入国在留管理庁 2024）。国別割合を見ると、中国 24.1%、ベトナム 16.6%、韓国 12%、フィリピン 9.4%、ブラジル 6.2%、ネパール 5.2%、インドネシア 4.4%、ミャンマー 2.5%、タイ 1.8%、カンボジア 0.7%の順にある（図表 1）。

一方、日本に滞在している技能実習生の総人口に占める国別割合を見ると、ベトナム 50.2%、インドネシア 18.4%、フィリピン 8.9%、中国 7.1%、ミャンマー 6.5%、カンボジア 3.5%、タイ 2.8%、ネパール 0.5%である（図表 2）。また、日本に滞在している特定技能外国人総数に占める国別割合を見ると、ベトナム 53.1%、インドネシア 16.4%、フィリピン 10.2%、中国 6.5%、ミャンマー 5.7%、カンボジア 2.2%、タイ 2.1%であるのに対して、ネパールは 2%にすぎない（図表 2）。つまり、日本に滞在する外国人の全体に占めるネパールの割合は中国、ベトナム、韓国、フィリピンとブラジルに次いで第 6 番目の順にある。しかし、技能実習生と特定技能外国人に限定した場合、ネパールの国別比率は、日本に滞在している外国人の総人口が少ないインドネシアやミャンマーよりもさらに低い割合を占めている。

図表 2 特定技能と技能実習生の割合（2023 年末）

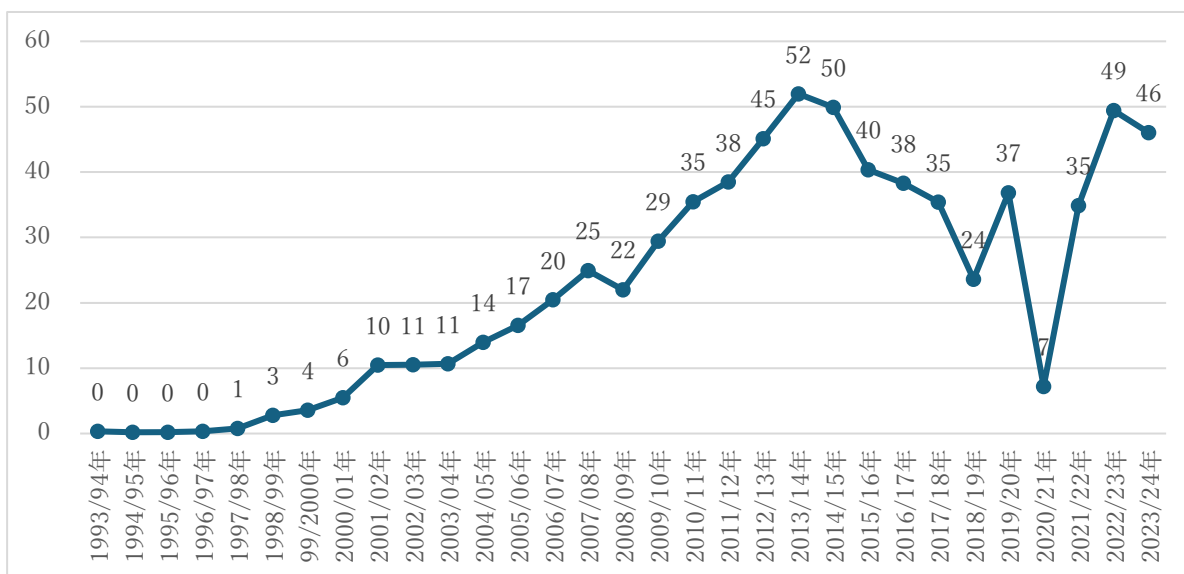


出所：出入国在留管理庁（2024）を基に筆者作成

2.3 ネパール人の海外就労の現状

ネパール国内での雇用機会が不足しているため、海外労働の目的でネパールを出国する人々の数は、日々増加している。ネパール政府による国勢調査 2021 年によると、ネパールの約 219 万人の人々は海外労働者として海外に住んでいる (National Statistics Office 2023)。これは、全人口の約 8% であり、世帯数の約 23% が海外労働に渡航していることが分かる (National Statistics Office 2023)。

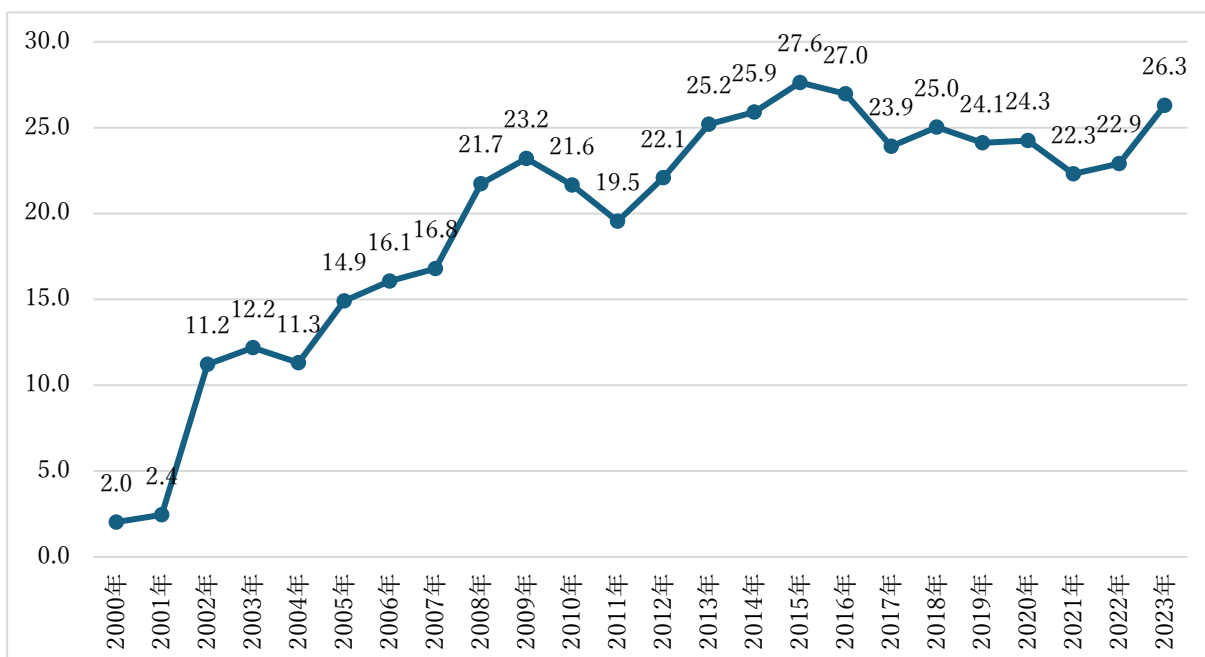
図表3 海外労働許可書発行数の推移（1993/94年度～2023/24年度）



出所：DoFE（2024）を基に筆者作成

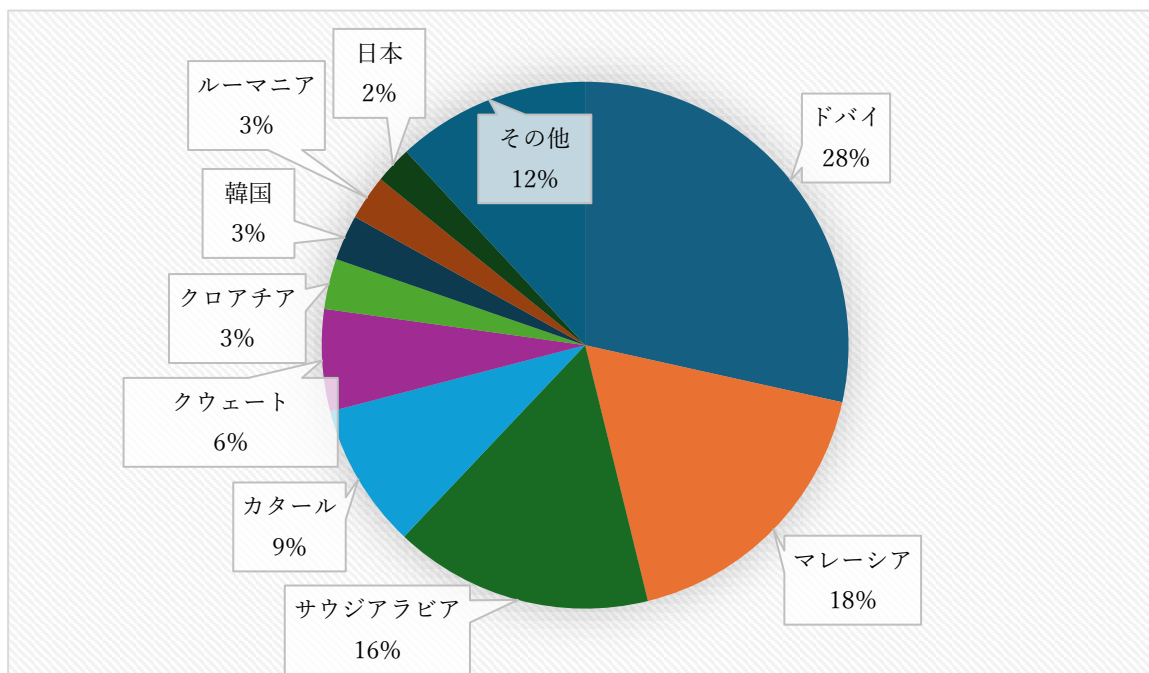
海外就労者による送金額も増加する傾向にある。世界銀行のデータによると、海外で働いている個人による送金額がネパールのGDPに対する割合は、2000年に僅か2%であったが、その割合は2015年に最大27.6%にまで増加し、2023/24年には26.3%を占めている（図表4）。

図表4 海外送金の対GDP比率（%）シェア



出所：World Bank（2024）を基に筆者作成

図表5 海外就労ネパール人労働者の国別割合



出所：DoFE（2024）を基に筆者作成

2.4 研究の目的

高等教育を受けていない、貧しい人々の大半はマレーシアおよびアラビア諸国で厳しい労働環境の下で働いている。つまり、3Kの仕事（汚い、厳しい、危険）をせざるを得ない状況にある。このような現状では、一人でも多くの人が日本で働くことが出来れば、本人および本人の家族の生活水準向上に貢献できると考えられる。そこで、本研究では、日本における在留ネパール人の割合はインドネシア、ミャンマー、タイよりも高いにもかかわらず、技能実習生と特定技能外国人に占める割合はなぜ低いのかについて分析する。

2.5 研究方法

本研究では、日本政府およびネパール政府による2次データ、ネパールで2024年7月3日～8月7日まで主な情報提供者を対象に行ったインタビュー調査、2024年11月5日～2025年1月中旬まで送り出し機関を対象に行ったインタビュー調査について報告する。

主な情報提供者とのインタビュー調査のためにスノーボールサンプリング法を用いてネパールの政府機関、非政府機関、研究者、記者、および送り出し機関に携わっている人々を主な情報提供者として選定した。インタビュー対象者の選択は、筆者が現地の人々と議論し、ネパールの労働移住、技能実習生および特定技能に関する情報を持っている可能性が高い人物15人の対象者を計画し、質問に対する回答は複数の回答者から同じような回答が来るようになった時点でイン

インタビュー調査を終了することにした。つまり、飽和アプローチを用いてインタビュー調査の数を決めた。その結果、様々な分野の専門性の高い人々である 13 人となった。具体的には、ネパールの政府機関の役員 5 人（労働・雇用・社会保障省の大臣、広報担当官、および関連する部長、労働局の局長）、非政府機関の役員 3 人、ネパールの労働移住に関する研究を行っている研究者 1 人、労働移住に関するニュースを担当する記者 2 人、送り出し機関 1 人、日本語学校の校長 1 人の合計 13 人である。

インタビュー調査の内容については、政府機関は 21 問、非政府機関、研究者、記者、および送り出し機関に対しては 17 問を設定した（巻末補足資料：質問票）。他、来日者の本人および彼らの家族の生活水準の向上に対する技能実習生と特定技能の役割、日本における労働者不足問題解決に対するネパール人労働者の役割、日本の労働機会に関する情報発信、日本およびネパール政府の協力などの 18 の発言を設定し、参加者に 5 段階で評価をしてもらった。例えば、設定した発言について非常にそう思う場合は⑤、ややそう思う場合は④、どちらとも言えない場合は③、そう思わない場合は②、全くそう思わない場合は①で評価している。インタビュー調査に参加した情報提供者の個人情報を守るためにコード化している。インタビュー調査のデータは質的分析方法及び統計的分析方法を用いて分析を行った。

さらに、ネパール政府会社登録局に登録され、JITCO 認可の送り出し機関（Recruiting Agencies）45 機関へのインタビューを計画している*。サンプリング方法は、ネパール労働・雇用・社会保障省の傘下機関である海外雇用局による二次データを基に、2019 年～2024 年 7 月中旬までに日本に技能実習生を送り出している機関のリストを取得した。取得したデータを基に、20 人以上の技能実習生を送り出している機関、20 人未満の技能実習生を送り出している機関に 2 分類し、各リストに属する送り出し機関を無作為抽出法を用いてサンプルを選択した。まず、上位 15 にある送り出し機関に電話で問い合わせをした。上位にある送り出し機関との連絡が出来ない場合や面接を断った機関があった場合は計画機関数（15 機関）に満たすまでリストにある次の機関に問い合わせを行なった。2025 年 1 月現在、20 人以上の技能実習生を送り出している実績を持つ 15 機関、20 人未満の技能実習生を送り出している実績を持つ 10 機関とのインタビュー調査を終了している。これらの機関には機関の基本情報、ネパール及び日本で直面する問題、改善の方法など幅広い 49 の質問を行なった。

今後、20 人未満の技能実習生派遣の実績がある 5 機関、JITCO 認可機関であるが、技能実習生派遣の実績がない 15 機関および技能実習生と特定技能を育成しており、日本の受け入れ機関やネパールの送り出し機関と事業提携をしている日本語学校や教育コンサルティング会社の 15 校・社を対象のインタビュー調査を企画している。2025 年 2 月～3 月に行う予定である。

*OTITによると、ネパールの認可送り出し機関の数は、479 機関である（OTIT 2025）。ネパール労働・雇用・社会保障省、海外雇用局によると、482 送り出し機関が認可機関として認定されている（DoFE 2025）。

2.6 分析結果

主な情報提供者、送り出し機関を対象したインタビュー調査から得た情報をまとめた結果、主に5つの課題が見られた。それらは、ネパール政府側の制度的な問題、情報の不足とプッシュ要因、日本語能力と技能の不足、政策の不安定さと政府の役割、日本側の協力と制度改善である。

(1) 複雑な制度と不透明な送り出しプロセス

特定技能ネパール人の数が少ないことの最も大きな問題の一つは、制度そのものの不透明さである。ネパールの労働・雇用・社会保障省の責任者のA氏は、「ネパール政府が送り出し機関や手数料に関する政策を明確にしていないことが大きな障害となっている」と指摘した。現時点では、教育コンサルタントや日本語学校などの多様な機関が特定技能の送り出し業務に関与しており、送り出し機関（Manpower company）が主導権を握るべきかどうかも決まっていない状況である。また、送り出し手数料に関しても、無料にするのか、有料にするならばいくらにするのかについても議論が進んでいない。

OTIT、在日大使館、海外雇用管理局、ネパール JICA 帰国研修員同窓会（以下、JAAN）などの機関が主な利害関係機関である。日本の受け入れ企業が求人を出したい場合、以下の手順で行われる。管理団体や支援機関を経て、OTIT から技能実習生計画認定を得た上で、在日ネパール大使館から認可を得る必要がある。まず、在日ネパール大使館からネパール人技能実習生を受け入れる求人票をネパールの政府と送り出し機関に送付する。次いで、日本の受け入れ企業の書類、求人詳細、在日ネパール大使館からの認定証明書と必要な書類を得てネパール政府労働・雇用・社会保障省海外雇用管理局に認可を受けるために申請を行う。認可した日付から8日間を経過した後ようやく送り出し機関が求人募集をすることが出来る。求人募集はネパール国内の全国紙に掲載することが義務付けられている。

インタビューに応じた送り出し機関によると、それぞれの手続きのために異常に時間が掛かる場合があると指摘していた。さらに、日本の出入国管理庁から在留資格認定証明書を得て、在ネパール日本大使館から査証を得て、海外雇用管理部門から海外労働許可証を得なければならない。海外労働許可証の申請のためにJAANによる日本語の試験に合格した証明証も必要である。JAANによる日本語の試験に不合格となる人々も少なくはない。インタビュー調査によると、不合格の理由は、教科書などが未定であること、試験範囲が決まっていないことなどを指摘していた。そもそも日本語基礎テストや技能評価試験がネパール国内で十分に

実施されておらず、これも特定技能のビザ取得の大きな障害となっている。日本政府は特定の16の分野で特定技能を受け入れることを認めている。潜在的特定技能労働者は希望している分野ごとに日本語基礎テストや技能評価試験を受ける必要がある。しかし、ネパール国内ではこれらの全ての分野に関する試験を受ける機会が限られており、潜在的特定技能労働者が試験を受けられないことがしばしば発生している。このような制度的な問題が、日本におけるネパール人特定技能労働者の少なさの一因となっている。来日希望者数と比較し、日本側から求人の方が少ない事情もある。

(2) 情報提供の不足と認知度の低さ

多くのネパール人は、経済的理由や社会的圧力から海外労働を希望しているが、特定技能制度に関する情報が不足していることが日本におけるネパール人特定技能労働者の少ない一因となっている。ジャーナリストのA氏は、「多くのネパール人が、十分な準備や情報収集をせずに海外に行く傾向がある」と述べた。特定技能制度に関する情報は、政府機関や送り出し機関によって十分に提供されておらず、多くの就労希望者が特定技能制度の詳細を知らないままに応募しているのが現状である。

非営利団体のA氏も、「情報不足がネパールからの特定技能労働者にとって大きな障害となっている」と指摘した。彼は、「ネパールの多くの労働者が自ら情報を集めることが難しく、知り合いや送り出し機関に頼るケースが多い」と述べた。一般的に、労働者が正確な情報を得られず、適切な準備ができないまま海外に行ってしまうことが多く、日本の特定技能労働者の場合も同様であると言及した。特に、情報が不足しているため、ビザ取得に必要な準備が不十分で、結果として特定技能ビザを取得できないケースが増えている。

(3) 日本語能力と技能の不足

日本語能力と技能の不足も、日本における特定技能ネパール人の数が少ない理由の一つである。ある日本語学校のA校長は、「日本語能力試験や技能評価試験の受験がネパールでは難しく、これがビザ取得の障害となっている」と指摘した。特に、日本語の学習には時間がかかり、特定技能労働を希望する者が十分な準備をすることが難しい状況である。また、技能評価試験も同様に、合格するためには多くの努力が必要だが、準備不足のまま試験に臨んでしまう人々が多く、合格率が低いのが現状である。

さらに、日本語や技能評価に関する試験機会がネパール国内で十分に提供されていないことも問題である。特定技能ビザの取得には、日本語能力試験のN4レベルあるいは日本語基礎テストと技能評価試験の合格が最低の条件となっている。しかし、ネパールではこれらの試験を受ける機会が限られており、特定技能

労働を希望する者が試験を受けられないことが多い。このような状況が、ネパールからの特定技能労働者の少なさを招いていると考える。

(4) ネパール政府の政策の不安定性

ネパール政府の政策の不安定性も、日本における特定技能ネパール人の数が少ない要因の一つである。ネパールの労働・雇用・社会保障省の責任者のB氏は、「ネパール政府が頻繁に変わるため、持続可能な制度を構築することが難しい」と述べた。政府が送り出し事業に関与しすぎることが制度の効率性を低下させているとの意見も多く、政策の不安定さが日本における特定技能ネパール人の減少を招いている。

政府が送り出し事業に過度に関与することの問題は、他の回答者からも指摘されている。非営利団体のA氏も「ネパール政府が政策を策定し、モニタリングを行う一方で、送り出し業務自体は民間に任せるべきだ」と述べている。政府が関与しすぎると、制度が複雑化し、効率的な運用が難しくなるため、民間企業が主体となって送り出し業務を行うことが望ましいと考えられている。

また、ネパール政府の政策が頻繁に変更されることも、日本における特定技能ネパール人の数が少ない原因の一つである。政府が政策を頻繁に変更することで、労働者や送り出し機関が対応しきれず、結果として日本に特定技能労働者を送り出すことが困難になるケースが多い。このような政策の不安定が、ネパールからの送り出し機関の効果的な運用を妨げているといえよう。

(5) 日本側の協力と制度改善の必要性

特定技能制度を円滑に運営するためには、日本側の協力も不可欠である。多くの回答者が、「日本政府や日本企業がもっと積極的に協力し、ネパール人労働者に正確な情報を提供すべきだ」と述べた。特に、非営利団体のC氏とジャーナリストのB氏は、「透明性のある採用プロセスの導入が必要だ」と指摘した。彼は、「ネパールの送り出し機関が日本企業と連携し、正確な情報を提供することで、日本における特定技能ネパール人の増加が期待できる」と述べた。日本政府や企業がネパールの送り出し機関と連携し、労働者に対する情報提供および教育支援を充実させることが求められている。例えば、韓国の雇用許可制（Employment Permit System EPS）では、政府間で協力が行われており、労働者に対する情報提供が徹底されている。日本の特定技能制度の場合も同様に、日本政府とネパール政府が協力し、ビザ取得に必要な情報を労働者に提供することが重要であると考えられる。

2.7 研究の進捗状況と今後の計画

本研究の第1の目的である「なぜネパール人の技能実習生と特定技能は他国と比べて少ないのか」について主な情報提供者、送り出し機関にインタビュー

一調査を行った。それらは、ネパール政府の会社登録局に登録されており、日本に人材を送り出すための JITCO 認可機関であることが第一の対象条件としている。ネパール政府認可送り出し機関への調査は 2025 年 1 月現在も実施中であり、20 人以上の人材を送り出している機関、20 人未満を送り出している機関、人材を送り出している実績がない機関、加えて、主に特定技能の育成、日本の受け入れ機関との連絡などを行い、ネパールの人材を送り出すために仲介者として事業を行っている「日本語学校・教育コンサルティング会社」を対象に加える予定である。また、来日希望者に対する調査も同じ時期に行う予定である（1.2 調査枠組みとスケジュール参照）。

2.8 結論とまとめ

本研究では、ネパールから日本への特定技能労働者が少ない理由を分析した。その結果、（1）複雑な制度と不透明な送り出しプロセス、（2）情報提供の不足と認知度の低さ、（3）日本語能力と技能の不足、（4）ネパール政府の政策の不安定性、（5）日本側の協力と制度改善の必要性が主要な要因であることが明らかになった。

これらの課題を解決するためには、まずネパール政府が明確な政策を策定し、送り出し機関や手数料に関する制度を整備することが必要である。また、情報提供を充実させ、労働者が正確な情報を得られるようにすることも重要である。さらに、日本語教育や技能訓練の機会を増やし、労働者がビザ取得に必要な能力を身につけられるようにすることが求められる。

同様に、日本政府や企業も、ネパール側と協力し、労働者に対する情報提供や教育支援を行うことが重要である。特に、透明性のある採用プロセスを導入し、労働者が安心してビザを取得できるようにすることが求められる。ネパールと日本の両国が協力し、特定技能制度の改善に取り組むことで、ネパールからの労働者がよりスムーズに日本での労働機会を得られるようになり、両国にとってメリットがあると考えられる。

参考文献

- DoFE. (2024). Yearly Progress Report (*Barsik Pragati Bibaran in Nepali*). Department of Foreign Employment. <https://dofe.gov.np/yearly.aspx>
- MOFA. (2019). パールとの在留資格「特定技能」を有する外国人材に関する制度の適正な実施のための情報連携の基本的枠組みに関する協力覚書 (MOC) の署名. Ministry of Foreign Affairs of Japan. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000466909.pdf>
- National Statistics Office. (2023). National Population and Housing Census 2021 (National Report). https://censusnepal.cbs.gov.np/results/files/result-folder/National%20Report_English.pdf
- World Bank. (2024). Personal remittances, received (% of GDP) – Nepal. <https://data.worldbank.org/indicator/BX.TRF.PWKR.DT.GD.ZS?locations=NP>
- 出入国在留管理庁 (2024) 令和5年末現在における在留外国人数について https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html
- Organization for Technical Intern Training. (2025). List of Approved Sending Organizations of Nepal. https://www.otit.go.jp/files/user/docs/250110_NPL.pdf
- Department of Foreign Employment. (2025). Recruiting agency name of Nepal. <https://dofe.gov.np/JITCO.aspx>
- JITCO. (n.d. a). What is the Technical Intern Training Program? <https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>
- JITCO. (n.d. b). JITCOとの討議議事録 (RD) の締結及び定期協議等. https://www.jitco.or.jp/ja/regulation_skill/consultation/

補足資料：質問票

ネパールの政府機関向けインタビュー・アンケート調査	
氏名：	
年齢：	
性別：	
現在の職場の経験年数：	
所属機関名：	
1	会社登録事務局に登録されている979の中からもなぜ206社だけが技能実習生・特定技能を送り出す認定機関として認めたのですか？
2	特定技能を送り出し機関の認定方法について教えてください。
3	現在、認定機関があるにも関わらず、教育コンサルタント及び日本語学校なども送り出しているが、10月以降は認定機関を限定する主な理由は何ですか？
4	特定技能の重要性についてどのように考えていますか？
5	特定技能について来日希望者にとってどのような利点があると思いますか？
6	特定技能を送り出すために日本政府および日本企業・団体などの協力はありますか？
7	その協力は十分だと思いますか？
8	よりスムーズに送り出すためにどのようなことが必要だと思いますか？
9	韓国のEPSビザシステムはGtoGにしたから、上手くいっていると思いますか？
10	日本の特定技能も韓国のEPSと同じく、GtoGにした方が良いと思いますか？
	①はい ②いいえ
11	認定された仲介斡旋業者だけに限定した方が良いですか？
	①はい ②いいえ
12	来日希望者が直面している主な問題は何だと思いますか？
13	特定技能を目指す人々に言っておきたいことがありますか？
14	このビザ制度の導入において認識している主な課題は何ですか?以下の選択から選んでください(複数可)
	①言語の壁 ②文化の違い ③複雑なルール ④求人情報不足 ⑤高いコスト ⑥その他:
15	現状のままで、特定技能ビザを取得して日本に移住することをお勧めしますか？
	①はい ②いいえ
16	最後に総括的なコメントやご意見がございましたらお願いします。
17	技能実習生、特定技能、および育成就労制度について経験・知識のある機関や人を推薦しますか。
	①はい ②いいえ 答えは「①はい」の場合は、名前を教えてください。
18	フィードバックや結果共有を希望す場合は以下のどのような手段を選びますか？
	①プレゼンテーションやワークショップ、②オンライン会議、③要約レポートやニュースレター、
	④メールなどによるレポート共有、⑤その他:

制度の重要性 (5段階評価)	
1	ネパール人労働者にとって日本の特定技能は重要な機会である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
2	この制度によってネパールにおける雇用機会の不足問題の解決に貢献する
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
3	日本からの送金は、来日希望者および家族の生活水準の向上に貢献する
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
4	この制度によって日本における労働力の不足問題の解決に貢献する
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
制度の評価 (5段階評価)	
5	送り出し機関の認定方法は公平である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
6	特定技能は、希望があれば、最低限の条件を満たすだけでも利用できる制度である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
7	手続きが簡単である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
8	手続き期間が短い
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
9	ビザの確立が高い
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
コスト (5段階評価)	
10	送り出し機関は、来日希望者から適切な仲介手数料を取っている
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
11	仲介手数料の一貫性がある
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
12	経済的脆弱な人々にとっても手ごろなコストである
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
協力・支援 (5段階評価)	
13	特定技能を送るために日本政府の協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
14	特定技能を送るために日本企業の協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
15	特定技能を送るために日本の非営利団体の協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
16	ネパール政府による協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
17	ネパール企業による協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
18	ネパール非営利団体による協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない

ネパールの非政府機関向けインタビュー・アンケート調査

氏名：
年齢：
性別：
現在の職場の経験年数：
所属機関名：

1	日本の技能実習生, 特定技能及び育成就労について知っていますか？
	①はい ②いいえ
2	情報のもとは以下から選択してください (複数可)
	①政府による正式な報道 ②メディア・ニュース ③個人のネットワーク ④職場 ⑤その他：
3	会社登録事務局に登録されている979仲介斡旋業者の中から206社だけが技能実習生・特定技能を送り出す認定機関として認めているが、これは公平だと思いますか？
2	現在、認定機関があるにも関わらず、教育コンサルタント及び日本語学校なども送り出しているが、10月以降は認定機関に限定することを予定しているが、これについてどう思いますか？
3	ネパール人にとって、特定技能の重要性についてどのように考えていますか？
4	特定技能を送り出すために日本政府および日本企業・団体などの協力はありますか？
5	その協力は十分だと思いますか？
6	よりスムーズに送り出すためにどのようなことが必要だと思いますか？
7	韓国のEPSビザシステムはGtoGにしたから、上手くいっていると思いますか？
8	日本の特定技能も韓国のEPSと同じく、GtoGにした方が良いですか？
	①はい ②いいえ
9	認定された仲介斡旋業者だけに限定した方が良いですか？
	①はい ②いいえ
10	特定技能について来日希望者にとってどのような利点があると思いますか？
11	来日希望者が直面している主な問題は何だと思いますか？
12	特定技能を目指す人々に言っておきたいことがありますか？
13	最後に総括的なコメントやご意見がございましたらお願いいたします。
14	このビザ制度の導入において認識している主な課題は何ですか?以下の選択から選んでください (複数可)
	①言語の壁 ②文化の違い ③複雑なルール ④求人情報不足 ⑤高いコスト ⑥その他：
15	現状のままで、特定技能ビザを取得して日本に移住することをお勧めしますか？
	①はい ②いいえ
16	最後に総括的なコメントやご意見がございましたらお願いいたします。
17	技能実習生、特定技能、および育成就労制度について経験・知識のある機関や人を推薦しますか。
	①はい ②いいえ 答えは「①はい」の場合は、名前を教えてください。
18	フィードバックや結果共有を希望す場合は以下のどのような手段を選びますか？
	①プレゼンテーションやワークショップ、②オンライン会議、③要約レポートやニュースレター、④メールなどによるレポート共有、⑤その他：

制度の重要性 (5段階評価)	
1	ネパール人労働者にとって日本の特定技能は重要な機会である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
2	この制度によってネパールにおける雇用機会の不足問題の解決に貢献する
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
3	日本からの送金は、来日希望者および家族の生活水準に貢献する
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
4	この制度によって日本における労働力の不足問題の解決に貢献する
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
制度の評価 (5段階評価)	
5	送り出し機関の認定方法は公平である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
6	特定技能は、希望があれば、最低限の条件を満たすだけでも利用できる制度である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
7	手続きが簡単である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
8	手続き期間が短い
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
9	ビザの確立が高い
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
コスト (5段階評価)	
10	送り出し機関は、来日希望者から適切な仲介手数料を取っている
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
11	仲介手数料の一貫性がある
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
12	経済的脆弱な人々にとっても手ごろなコストである
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
協力・支援 (5段階評価)	
13	特定技能を送るために日本政府の協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
14	特定技能を送るために日本企業の協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
15	特定技能を送るために日本の非営利団体の協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
16	ネパール政府による協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
17	ネパール企業による協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない
18	ネパール非営利団体による協力・支援は十分である
	①非常にそう思う ②ややそう思う ③どちらとも言えない ④そう思わない ⑤全くそう思わない

Hashimoto Foundation
公益財団法人 橋本財団
Societas Research Institute
ソシエタス総合研究所

〒700-0903
8-20 Saiwai-cho, Kita-ku, Okayama City,
Okayama Prefecture
AQUA Terrace Saiwai-cho 10F
岡山県岡山市北区幸町8-20 AQUAテラス幸町10F